

ミラノ会安全衛生協議会 役員会議事録

日 時 令和 6 年 12 月 18 日（水）午前 11 時 00 分～12 時 20 分

場 所 ミラノ工務店 地階 会議室

出席者 協議会 萩原、夏原、河合、河原林、橋本
柴田、中田、小滝

ミラノ工務店 小崎社長、川嶋、岡本

議 案

1. 前月の役員会議事録の検討

1. 12 月度安衛パトロールの結果について

- ・担当理事より報告
鏡山保育園既設園舎解体工事 三条ビル解体工事
- ・パトロール結果の指摘事項や、その他について意見交換

1. 安全祈願祭について

- ・日 時 令和 7 年 1 月 20 日（月）
9 時 45 分 受付前集合（御祈祷 10 時開始）
- 場 所 狸谷山不動尊
- ・本会の役員、監事に案内をする
- ・ミラノ工務店 小崎専務、小崎取締役、服部部長、倉田部長、
工事部次長に案内をする

1. 1 月度の安衛パトロールについて

- ・パトロールを行うのに適切な作業所が無いので、未実施とする

1. 2 月度の安衛パトロールについて

- ・日 時 2 月 3 日（月） 13 時～
当番理事 夏原副会長、中田理事

1. 1 月度の役員会について

- ・日 時 1 月 20 日（月） 17：30 から会議を開催
その後安全祈願祭足洗を行う
- ・場 所 中村楼

1. 添付資料について

- ・衛生週間に実施した健診結果報告
- ・衛生週間に実施した、協力業者さまの健康診断結果について、
受診人数やミラノ会からの負担金明細表を提出

- ・ 年末年始労働災害防止強調期間の取り組みについて（12月1日～1月15日）
 - ・ 各社の取り組みと各事業所の対応を資料配付し説明
建設業労働災害防止協会 京都府支部上分会長からの、年末年始の労働災害防止に向けた取組の要請書並びに資料配布
（上分会管内では、建設業の労働災害（休業4日以上）が、前年同期より増加している）
- ・ 令和7年度安全重点目標（第1回草案）の確認
 - ・ 快適職場の形成項目
資格者の適正配置を記載
保護具の使用を記載
 - ・ 倒壊災害の防止項目
主要通路の照明確保を記載
 - ・ その他の微調整

1. その他意見交換

- ・ 新規物件の取得状況が報告された
- ・ 役員会の議事録はミラノ工務店HPに掲載しているが、安全衛生事項等の審議用資料も、掲載しては如何かの意見をいただいた。
また現状は毎月掲載を行い、ミラノ会会員事業者様が見に行く形態で運営しているが、掲載したことを会員事業者様に毎月お知らせする事を検討する事となった。
お知らせ方法は検討する。

以 上

京都上労働基準監督署管内の **業種別 労働災害発生状況**
 令和6年速報 12月末現在 (対前年同期比較)

京都上労働基準監督署

業 種	区 分	休業4日以上之死傷災害				死 亡 災 害		
		6年	5年	対前年 増 減	増 減 率 (%)	6年	5年	対前年 増 減
全 産 業		590	697	-107	-15.4		3	-3
(新型コロナ関連除く)		519	525	-6	-1.1		3	-3
製 造 業		29	38	-9	-23.7		1	-1
食 料 品 製 造 業		11	12	-1	-8.3			
繊維工業・繊維製品製造業		4	7	-3	-42.9			
木材・木製品・家具等製造業		2	4	-2	-50.0			
パルプ・紙・印刷・製本業		1	7	-6	-85.7			
化 学 工 業		2	0	2	—			
窯業土石製品製造業		0	0	±0	—			
鉄鋼・非鉄金属製造業		0	0	±0	—			
金 属 製 品 製 造 業		1	0	1	—			
一般機械器具製造業		3	5	-2	-40.0		1	-1
電気機械器具製造業		2	2	±0	—			
輸送用機械等製造業		1	0	1	—			
電気・ガス・水道業		0	0	±0	—			
その他の製造業		2	1	1	100.0			
鉱 業		1	0	1	—			
建 設 業		52	49	3	6.1			
土 木 工 事 業		2	11	-9	-81.8			
建 築 工 事 業		47	31	16	51.6			
木造家屋等建築工事業		21	17	4	23.5			
その他の建設業		3	7	-4	-57.1			
運 輸 業		55	43	12	27.9			
鉄道等・道路旅客運送業		33	24	9	37.5			
道路貨物運送・陸上貨物取扱業		22	19	3	15.8			
その他の運輸交通・港湾運送業		0	0	±0	—			
農林・畜産・水産業		12	21	-9	-42.9		1	-1
林 業		4	7	-3	-42.9		1	-1
商 業		82	98	-16	-16.3			
小 売 業		73	82	-9	-11.0			
金 融 ・ 広 告 業		6	3	3	100.0			
保 健 衛 生 業		181	283	-102	-36.0			
社 会 福 祉 施 設		102	165	-63	-38.2			
接 客 娛 楽 業		61	59	2	3.4			
旅 館 業		15	20	-5	-25.0			
飲 食 店		39	33	6	18.2			
ゴルフ場の事業		1	1	±0	—			
清 掃 ・ と 畜 業		48	58	-10	-17.2			
ビルメンテナンス業		36	45	-9	-20.0			
産業廃棄物処理業		1	1	±0	—			
そ の 他		63	45	18	40.0		1	-1
警 備 業		5	6	-1	-16.7			

※ 休業4日以上之死傷災害数は労働者死傷病報告による。 死亡災害は死亡災害報告による。

業種	区分		墜落・転落	転倒	激突	落下・落下	崩壊・倒壊	激突され	接はさまれ・こすれ	切れ・こすれ	踏み散り	おぼれ	高温・低温・接触熱等	電圧	爆発	火災	交通・道路事故等	交通・その他事故	無理な・動作	その他	合計
	業種	区分																			
製造業	全産業		69	128	28	15	7	11	29	32	2	18				44		112	95	590	
	食料品製造業		4	8					6	4		1						6		29	
	繊維工業・繊維製品製造業		1	3					2	3								3		11	
	木材・木製品・家具等製造業		1	2					1											4	
	パルプ・紙・印刷・製本業									1										2	
	化学工業								2				1							1	
	窯業土石製品製造業																			2	
	鉄鋼・非鉄金属製造業																				
	金属製品製造業		1																	1	
	一般機械器具製造業		1	1														1		3	
建設業	電気機械器具製造業			1														1		2	
	輸送用機械製造業			1																1	
	電気・ガス・水道業																				
	その他の製造業								1									1		2	
	鉱業			1																1	
	建設業		15	5	1	7	1	3	5	6	2	1				1		4	1	52	
	土木工事業																				
	建築工事業		14	5	1	5	1	3	5	6	2							3	1	47	
	木造家屋等建築工事業																			21	
	その他の建設業		1			2														3	
運輸業	鉄道等・道路旅客運送業		6	8	1			2	6							18		12	2	55	
	道路貨物運送・陸上貨物取扱業		1	4	1				2							18		5	2	33	
	その他の運輸交通・港湾運送業		5	4				2	4								7			22	
	農林・畜産・水産業		1	2		1		1	1	2						1		3		12	
	林業			1				1		1							1			4	
	小売業		15	22	6	1	1	1	2	4			3			4		20	3	82	
	金融・広告業		11	19	6	1	1	1	2	4			2			4		19	3	73	
	保健衛生業		1	1												3		1		6	
	社会福祉施設		6	28	9	1		1	1	1			2			10		38	84	181	
	接客娯楽業	旅館業		4	20	6	1		1	1	1		1			7		30	31		102
飲食店			5	14	5	2	2	1	2	10			8				9	3		61	
ゴルフ場の事業			4	3		1	1		1				1				4	1		15	
清掃・と畜業				9	5	1		1	1	10			7				4	1		39	
ビルメンテナンス業			9	17	4	1	2	1	4				1				9			1	
産業廃棄物処理業			8	17	4		2		2				1				2			36	
警備業																	1			1	
その他の業			7	22	2	2	1	1	2	5			2			7		10	2	63	
警備業				4									1							5	

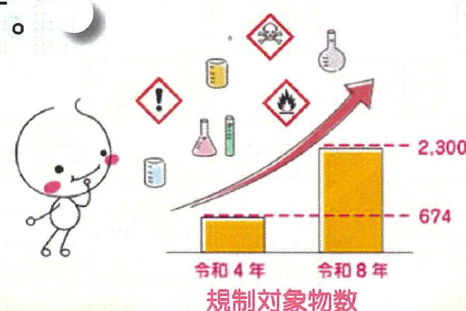
令和7年2月1日から2月28日まで 初めての「化学物質管理強調月間」を実施します

京都労働局 労働基準部 健康安全課



- ・ 普段意識せずに**職場で使っている商品や製品に含まれる化学物質によって、さまざまな労働災害が報告されています。**
- ・ 労働安全衛生法令の改正により、**令和6年4月から化学物質管理に関する法規制が大きく変更**されるとともに、**規制対象物が、危険有害性が確認されている物質全てに拡大**されます。
- ・ **化学物質は、業種を問わず使用**されています。

毎年2月が「化学物質管理強調月間」として定められ、**令和7年2月に初めて実施**されることとなりました。



令和6年度「化学物質管理強調月間」スローガン

- (金賞) **正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう**
- (銀賞) 危険知り 管理を徹底化学物質 みんなで守れ安心職場
- (銅賞) 目に見えないからこそ実施しよう 化学物質のリスクアセスメント
- (銅賞) 化学物質に潜む危険 知って対策 慣れた作業も総点検

※ 厚生労働省が実施した募集に対する約1,400件の応募の中から決定されました。

事業者の実施事項・参考資料等は次ページ以降をご参照ください。➡

事業者の実施事項

- 1 製造し、又は取り扱っている化学物質の把握及び化学物質の安全データシート(SDS)等による危険有害性等の確認
- 2 特定化学物質障害予防規則等の特別規則、石綿障害予防規則の遵守の徹底
- 3 ラベル表示・SDS交付、リスクアセスメントの実施等
 - ・ 製造者・流通業者が化学物質を含む製剤等を出荷する際のラベル表示・SDS交付等の徹底及びユーザーが購入した際のラベル表示・SDS交付等の状況の確認
 - ・ SDS等により把握した危険有害性に基づくリスクアセスメントの実施とその結果に基づくばく露濃度の低減や適切な保護具の使用等のリスク低減対策の実施
 - ・ ラベル・SDSの内容やリスクアセスメントの結果に関する労働者に対する教育の実施
 - ・ 危険有害性等が判明していない化学物質を安易に用いないこと、また、危険有害性等が不明であることは当該化学物質が安全又は無害であることを意味するものではないことを踏まえた取扱物質の選定、ばく露低減措置及び労働者に対する教育の推進
 - ・ 皮膚接触や眼への飛散による薬傷等や皮膚からの吸収等を防ぐための適切な保護具の使用や、汚染時の洗浄を含む、化学物質の取扱上の注意事項の確認
 - ・ 特殊健康診断等による健康管理の徹底
 - ・ 塗料の剥離作業における健康障害防止対策の徹底
 - ・ 金属アーク溶接等作業における健康障害防止対策の徹底
- 4 化学物質管理者の選任状況の確認
- 5 日常の化学物質管理の総点検
- 6 事業者又は化学物質管理者による職場巡視
- 7 スローガン等の掲示（スローガンは、必要に応じて上記の中から選択）
- 8 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症等による事故等緊急時の災害を想定した実地訓練等の実施
- 9 化学物質管理に関する講習会・見学会等の開催、作文・写真・標語等の掲示、その他化学物質管理への意識高揚のための行事等の実施

総点検については、次ページの点検表をご活用ください！

化学物質管理の対応手順の概略

把握

- ・ 事業場内で扱うすべての物質についてリストアップ
- ・ SDSの入手などにより、リスクアセスメント対象物に該当するか確認

体制整備

- ・ 事業場ごとに「化学物質管理者」を選任
- ・ 衛生委員会等の設置・審議

リスクアセスメント等

- ・ 使用する物質ごとの「危険性・有害性」を特定
- ・ 特定された「危険性・有害性」に対するリスクを見積もり
- ・ （濃度基準値を超えるおそれがある屋内作業を把握した場合）濃度基準値以下であることを「確認測定」で確認（技術指針）
- ・ リスク低減対策の検討

措置実施

- ・ リスク低減措置の実施
- ・ （保護具を使用する場合）「保護具着用管理責任者」の選任
フィットテストの実施（技術指針）



化学物質は、業種を問わず使用されています。

まずは、身近な製品のラベル・安全データシート（SDS）をチェック！

この他、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、粉じん障害防止規則及び石綿障害予防規則等に規定される特別規制（作業主任者設置、ばく露防止設備の設置、作業環境測定、特殊健康診断など）を遵守する必要があります。

化学物質の自律的な管理に関する自主点検表

✓ が見つからない場合は、解説 やリンク先の情報等を参照して確認をしましょう。

① 事業場で製造・取り扱っている化学物質がリスクアセスメント（RA）対象物であるかを把握していますか。	☐ 化学物質を化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも「製造」に該当します。 令和6年4月1日時点のRA対象物はリストをご覧ください。 また、令和7年4月1日に約700物質、令和8年4月1日に約800物質が追加される予定です。追加物質については、以下の一覧表を確認してください。  R6リスト  R7・R8時点一覧表
② 化学物質管理者を選任していますか。	☐ 令和6年4月1日からRA対象物の製造・取扱事業場等において化学物質管理者を選任することが義務となっています。 化学物質管理者は、化学物質の自律的な管理のキーパーソンです。 化学物質管理者の選任については、右の「化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A」の10ページに記載のNo.2-1-1,2-2-2をご確認ください。 Q&A 
③ RAを実施していますか。	☐ リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。 以下のQ&Aも参照してください。 ・Q1-1 なぜリスクアセスメントを行わなければならないのか。 ・Q1-2 リスクアセスメントはどのような手順で実施するのか。 厚生労働省では、RAの実施を支援するため業種別マニュアルの作成を進めています。次のマニュアルに従ってRAを実施した場合は、左上の□に✓をつけてください。  Q&A 建設業における化学物質 取り扱い作業における リスク管理マニュアル 
④ RAの結果に基づくリスク低減措置を行っていますか。	☐ 法令に講ずべき措置が定められている場合は、リスクアセスメントの結果に関わらず、定められた措置を必ず実施しなければなりません。 以下のQ&Aも参照してください。 ・Q12-1 リスクアセスメント実施後のリスク低減措置の実施は義務か。 ・Q12-2 リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか。 ③のマニュアルで定められたリスク低減措置を行った場合は、右上の□に✓をつけてください。 Q&A 
⑤ 安全データシート（SDS）とリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。	☐ 化学物質を取り扱う労働者が常時SDSを確認できるよう周知するほか、労働者に教育や周知を行う必要があります。 以下のQ&Aも参照してください。 ・Q15-1 入手したSDSを労働者に周知しなければならないか。 ・Q15-2 ラベルやSDSの記載内容を労働者に教育する義務はあるか。 Q&A 
⑥ （保護具を使用している場合）保護具着用管理責任者を選任していますか。	☐ 保護具着用管理責任者の選任については、右のQ&Aの11ページ以降に記載のNo.2-2-1,2-2-2をご確認ください。 Q&A 
⑦ （化学物質の譲渡・提供を行っている場合）ラベル表示を行い、SDS等による通知を行っていますか。	☐ 化学物質を譲渡又は提供する者は、相手方にSDSの交付等により危険有害性等を通知する必要があります。 以下のQ&Aも参照してください。 ・Q13-1 SDSはいつ交付しなければならないのか。 ・Q13-2 ホームページでSDSを提供しても良いか。 Q&A 

京都労働局『化学物質対策セミナー』のご案内

京都労働局では、「化学物質管理強調月間」中の
令和7年2月4日（火）に『化学物質対策セミナー』
の開催を予定しています。（14:00～15:15、オンライン開催）



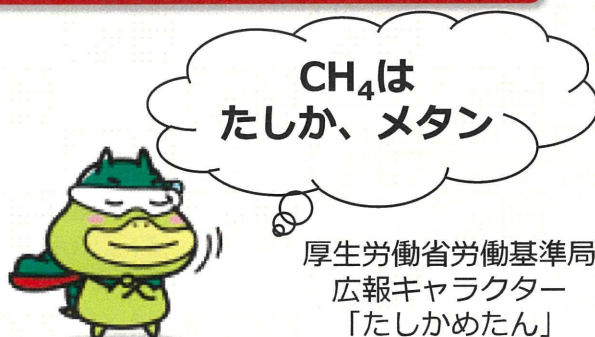
セミナー詳細のご確認や、参加のお申し込みは、
「**労働局（労働基準関係）・労働基準監督署説明会等受付サイト**」
（ <https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/> ）
から可能としておりますので、ご参照の上、ぜひとも参加願います。

※ このほか、厚生労働省主催により、令和7年2月7日に東京、令和7年2月20日に大阪において、それぞれ「化学物質管理強調月間特別イベント」（①リスクアセスメントの実施・リスク低減対策の講習、②基調講演や意見交換、事例紹介）の開催が予定されるなど、月間中にさまざまな取り組みが行われます。

取組実施事項に関する参考ウェブサイト等

職場における化学物質管理については、以下のウェブサイトに掲載されている資料、支援ツール、相談窓口等が参考となります。

これらをご活用の上、化学物質管理にお取り組み願います。



厚生労働省プレスリリース

『**「化学物質管理強調月間」（2月）を初めて実施します**』 ▶

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46325.html

… 化学物質管理強調月間実施要綱の全文はこちらを参照願います。



◀ 厚生労働省ポータルサイト「**職場の化学物質管理の道しるべ ケミガイド**」

<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

… 化学物質による労働災害の事例、対策の進め方等について掲載しています。

厚生労働省 **職場のあんぜんサイト内「化学物質」のページ** ▶

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/kagaku_index.html

… モデルSDS、化学物質リスクアセスメント支援ツール等を掲載しています。



◀ 厚生労働省 **「化学物質による労働災害防止のための新たな規制について」**

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

… 対象物質一覧、関係法令・告示・通達等を掲載しています。

令和6年度 厚生労働省 **「化学物質管理に関する相談窓口」のご案内** ▶

<https://technohill.co.jp/telsoudan/> （委託先：テクノヒル（株））

… 主に中小規模事業場からの労働安全衛生法に基づく化学物質の自律的な管理に関する一般的なご質問にお答えする**無料相談窓口（電話050-5577-4862）**を設置しています。

【令和7年3月18日（火）までの平日10:00～17:00（12:00～13:00、祝日、年末年始を除きます。）】



上 勞 基

2025.1

246



公益社団法人 京都労働基準協会 京都上支部

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78
京都経済センター4階

TEL (075) 353-3513 FAX (075) 353-3520

E-mail: kyokamikyo-1@kyoukiren.or.jp

URL: <https://www.kyoukiren.or.jp/kami/kami.htm>

令和6年度京都ゼロ災3か月運動
無災害達成事業場 (京都労働基準協会京都上支部報告分)

Table with 2 columns: Company Name and Location. Lists various companies such as 三菱自動車工業(株), 三井化学工業(株), and their respective locations like 京都製作所, 京北工場, etc.

京都ゼロ災3か月運動 (第四十回)
達成事業場 殿
この度は御場におきまして「安全衛生週間」を全
た「安全衛生」を第一とし、安全衛生に達成し健
康優良を目指すとす。本報告及び3か月運動に参加
され、これを達成されたいと強く希望を申し上げます。
今度も安全健康優良職場を争うことを目標とし、
自らの労働災害防止活動と推進をいたしますようお願い
申し上げます。
京都労働基準協会 京都上支部
支部長 山根 大樹
支部長 坂 正
支部長 坂 正

Table with 3 columns: 参加事業場, 達成事業場, 達成率(%).
Rows: 京都上支部 (279, 268, 96.1%), 京都府合計 (2,233, 2,144, 96.0%).

第四〇回 令和六年度
ゼロ災三か月運動達成之証
京都労働局長

Table with 2 columns: Company Name and Location. Continuation of the list from the previous table, including companies like アオイ自動車(株), アサヒハバフジ(株), and their locations.